

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十一日

奈良県人事委員会委員長 和 島 美 枝 子

奈良県人事委員会規則第十三号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二ウの表中「に定める職員」を「その職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表四級の項を次のように改める。

4 級	1 3, 1 0 0 円 (条例別表第三ロの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、1 3, 3 0 0 円)
-----	--

別表第二エの表中「に定める職員」を「その職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表四級の項を次のように改める。

4 級	1 2, 7 0 0 円 (条例別表第三ハの備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、1 2, 9 0 0 円)
-----	--

別表第三ウの表中「に定める職員」を「その職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表四級の項を次のように改める。

	1 2, 5 0 0 円 (条例別表第三ロの備考(二)のその
--	-----------------------------------

4 級	職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、12,600円)
-----	--

別表第三中の表中「に定める職員」や「のその職務の級が三級である職員で人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表四級の項を次のように改める。

4 級	12,200円 (条例別表第三への備考(二)のその職務の級が四級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては、12,300円)
-----	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。